

「北区役所行政書士相談」 Q&A

NO	質問	回答
1	どういった内容が相談できるのか。	自筆による遺言書・遺産分割協議書の作成などの相談ができます。
2	申込人数は何名までか。 市外(区外)からの申込は可能か。	1日定員は6名(1人30分)です。 行政書士相談の対象者は、神戸市民(市内材集、在学、在勤)の方(法人を除く)です。北区以外の方も相談は可能です。
3	募集期間・開催日はいつか。定員はあるか。	募集期間は、前開催日の翌日9時～開催当日の14時です。 開催日は、毎月第1木曜日(祝休日及び年末年始を除く)です。 定員は6名です。
4	受付開始(集合)・開場は何時からか。	受付は、北区役所7階まちづくり課の1番窓口で行います。相談時間の10分前には必ず済ませてください。
5	会場の駐車場の有無は。	北区役所に併設されている有料駐車場(利用時間に応じて上限内でまちづくり課で割引処理を実施します)を御利用ください。
6	天候による開催可否	原則、天候による開催中止はありませんが、災害発生時や悪天候等により交通機関が停止した場合は開催を中止する場合があります。
7	その他の問い合わせ・担当所管課	北区役所まちづくり課 078-593-1111(代表電話)
8	相談に遅れそう	相談予約受付時間内に受付を終えていただければ、相談いただくことはできます。但し、時間内での相談となりますので、相談時間は短くなります。
9	事前に行政書士の名前を知りたい。	北区役所まちづくり課へお問い合わせください。ただし、行政書士のスケジュールの都合により、急な変更があることもございます。
10	同じ相談をまたしたいが可能か?	原則として、1事案につき2回までとなっております。
11	プライバシーは守られるのか?	神戸市と行政書士との契約の中で、「行政書士は相談者のプライバシー(個人情報)を守らなければならない」としているため、ご安心ください。なお、行政書士は職務上の守秘義務があります。
12	本名を言いたくない。仮名でも良いか。	本名を言いたくない場合は仮名でも結構です。区役所での受付の際は仮名をお伝えください。